

日本学術会議公開シンポジウム 2021年7月30日(金)17:00-19:30 オンライン開催

日本の刑法性犯罪規定を国際人権基準に合わせるために
—日本学術会議提言から法務省検討会報告を検討する—

国際人権法と性暴力

—刑法性犯罪規定の評価とあり方—

谷口洋幸

(日本学術会議連携会員、青山学院大学法学部教授)

1 国連人権諸機関による評価

- 刑法改正（2017）後も残る諸課題について諸外国や条約機関はどう評価しているか
- 日本政府はどのように回答しているか

2 国際人権法との調和のために

- シモノビッチ・レポート（2021）から国際人権法と調和した性犯罪規定のあり方についてポイントを理解する

国連人権諸機関による評価

国連人権諸機関の勧告

◆ 改正前の勧告（-2016）

- 強かんの定義拡張、性交同意年齢引き上げ、職権による起訴、配偶者間等による強かん処罰の明記、インセストの処罰、法定刑の引き上げ、DVの犯罪化、複合・交差した被害への取り組み
- 女性に対する暴力や性犯罪への包括的な対応

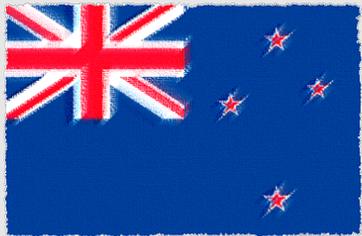
◆ 刑法改正（2017）

- 規定の性別中立化、肛門・口腔性交の追加、非親告罪化、法定刑引き上げ、監護者性交等罪の新設

⇒ 部分的には実現

国連人権理事会

◆ 普遍的定期審査・第3巡（2018）



ニュージーランド

- 性交同意年齢の引き上げおよび配偶者間の強姦の禁止のため、刑法を追加的に改正すること



ベルギー

- ドメスティック・バイオレンス防止法の範囲を同居カップル以外の状況にも拡大することによって、また配偶者間の強姦を明確に犯罪化することによって、性的暴力から女性を保護すること

（※日本語は外務省仮訳）

自由権規約委員会

- ◆ 第7次報告のための事前質問（2017.12）
 - 定義の拡大、職権による訴追、性交同意年齢の引き上げについて説明
 - 配偶者間の明確な犯罪化、法定刑の引き上げの計画についての報告
- ◆ 日本政府第7次報告書（2020.4）
 - 2017年改正において対応できた内容の説明
 - 「性交同意年齢の引き上げについては、若年者の性的自由を過度に制約する側面がある一方、18歳未満の児童については、児童福祉法や条例により保護が図られていること等を考慮し、改正の対象とはされなかった」
 - 「配偶者間においても、強制的性交等罪が成立し得ることは、特にこれを除外する規定がない以上、明確である」

（※日本語は外務省仮訳）

女性差別撤廃委員会

◆ 第9次報告のための事前質問（2020.5）

- 条約の規定および一般勧告19を更新した一般勧告35に沿って、
- DV、婚内レイプ（marital rape）、インセストを犯罪とする規定を含めた女性に対する暴力への取り組みを確保する刑法改正の進捗状況について、
- 婚内レイプに対応する法規定の詳細について、また、当事者の関係性が量刑決定の加重事由となるか明らかにすること、…

◆ 日本政府第9次報告書（2021.5 締切）

- 国連ウェブサイト・内閣府/外務省ウェブサイトとも未掲載

See. 自由権規約委員会への第7次報告書の記載内容では不十分

See. 拷問等禁止委員会的事前質問（2015）→ 未掲載（2017.5 締切）

女性差別撤廃委員会

◆ 一般勧告35（2017）

30. (e) レイプを含む性的暴行は個人の安全及び身体的・性的・精神的保全の権利に対する犯罪とみなされ、夫婦間レイプ及び知人によるレイプ又はデートレイプを含む性犯罪の定義は自由な意思による同意の欠如に基づき、強制的な状況が考慮に入れられるように確保する。期間制限が存在するのであれば被害者の利益が優先され、受けた暴力を管轄省庁又は当局に通報できないようにしている状況が配慮されるべきである。

（※日本語は内閣府仮訳）

国際人権法との調和のために

女性に対する暴力特別報告者

『重大かつ組織的で広範な人権侵害、犯罪、女性や少女に対するジェンダーにもとづく暴力の表出としてのレイプおよびその防止』（2021）

[附属書] 『レイプに関する法律のための枠組み（レイプに関するモデル法）』



⇒ 表の「Link」にある文書番号（A/HRC/47/26 および A/HRC/47/26/Add.1）をクリックすると国連公用語（アラビア語・中国語・英語・フランス語・ロシア語・スペイン語）でDLが可能



ドゥブラブカ・シモノビッチ
Ms. Dubravka Šimonović

調和のためのポイント

ジェンダー平等、無差別、
固定観念の撤廃、GBVAWの撤廃
人権に関する国家の義務・相当な注意義務

内容

定義・要件／同意の有無／量刑の加減

手続

職権訴追／立証基準／時効・域外適用

内容

定義・要件	① すべての人が対象（男性、少年、多様なジェンダーを生きる人を含む）、② 配偶者・親密なパートナー間での犯罪化、③ 身体の一部や物を用いた性的性質のあらゆる侵襲行為を明記して包含
同意の有無	① 同意の不在を中核とする（暴行・脅迫は同意不在の証拠だが構成要件でない）、② 同意の不在が不要・不可能な状況の特記（拘禁施設、薬物等）、③ 同意年齢は16歳を基準（18歳以下と14-16歳の場合は例外）
量刑の加減	① 重い処罰（罰金刑のみは不可）、② 加重事由（配偶者・親密なパートナー、子ども、地位利用、脆弱性、複数人・繰り返し、暴行・武器使用など）、③ あらゆる減刑事由の見直しと廃止（事後婚姻例外、レイプ神話など）

手続

職権訴追	① 検察官の裁量が広くなりすぎない範囲で職権により訴追、② 不当な遅延なき訴追
立証基準	① 被害の物理的・心理的評価と既存の証拠から支持される被害者の証言はさらなる証拠を要せず、② レイプ・シールド規定の制定、③ 被害者・加害者の接触や法廷での同席の回避などの被害者支援・プライバシー保護
時効 域外適用	① 紛争時・平時とも法的手続開始の時効を撤廃（少なくとも時効延長、子どもは成人後の開始可など）、② 域外事件の訴追・司法協力のための域外管轄権を規定、③ 起訴率、判決率、減刑率に関するデータを収集

刑法の再検討にむけて

刑法の再検討にむけて

- ◆ 基本となる共通認識に立ち返りながら
 - 身体／性／精神の保全(integrity)、性的自律(autonomy)
 - 同意の有無を中核とする → 共通認識なら書いておく
- ◆ 国際人権法を効果的に活用していく
 - 国際人権法は外国の法律ではない → 国内法を制約
 - 異なるアプローチをとるためには適切な正当化が必要

ありがとうございました